

規約インストラクター資格更新細則第2条第1項第2号に規定する更新試験に係る取扱いを以下のとおりとする。

1 目的

規約説明会及び支部主催の規約説明会への参加の積み重ねによりポイントを取得し、資格の更新を図ることが困難である規約インストラクター認定者（以下、認定者という。）に対する措置として実施する。

2 受験資格

資格更新に必要なポイントを取得していない認定者

3 求める受験者像

規約、規則、基準等を熟知している認定者

4 応募方法

(1) 公正取引協議会は、支部経由で会員事業者に対し募集通知を発出する。

(2) 会員事業者は、直接公正取引協議会に申し込む。

(3) 公正取引協議会は、会員事業者に受験の案内を通知する。

5 受験人数

最大50名程度で一社2名までとする（最少実施人数は設けない。）。

6 受験料

一人当たり15,000円（税込）とする。

（規約説明会の参加費(5,400円)の3倍程度とする。）

7 試験期日、試験時間及び場所

(1) 試験期日及び場所については、企画・広報委員会が決定する。

(2) 試験時間は、2時間程度（午後）とする。

8 試験方法

(1) 規約等についての理解度を把握するために、記述式を原則とするが、選択式を組み合わせることがある。

(2) 出題数は、五問程度とし出題項目は以下からとする。

- ① 規約、医療機器業等告示等に係る問題
- ② 規約第2条に係る問題
- ③ 規約第3条に係る問題
- ④ 規約第4条に係る問題
- ⑤ 規約第5条に係る問題
- ⑥ 規約第7～9条に係る問題
- ⑦ 飲食ルールに係る問題

(3) 当日配付の資料について

景品表示法、告示、規約、運用基準、飲食ルールの条文のみを印刷した資料を当日配付する。

9 合格点

80点とする。

10 試験監督官

企画・広報委員会委員とする。

11 試験採点者

企画・広報委員会委員長、副委員長とする。

12 合否連絡

合否連絡は、公正取引協議会から支部を経由しないで直接会員事業者に行う。

備考

- 1 規約説明会及び規約インストラクター養成研修の開催時期を避けて、平成29年度の年初頃に実施する予定の更新試験（平成29年2月17日（金） 東京 医科器械会館）についての予告を平成28年度の規約説明会の開催前に行う（公取協ニュース51号等）。
- 2 平成28年4月1日付で企画・広報委員会に更新試験作成WGを設置する。

以上

附則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。